

# インフルエンザ患者発生時の臨時休業等の基準

## 1 高松市立幼稚園, 小・中・高等学校

基準	対応内容
幼児児童生徒がインフルエンザを発症した場合	治癒するまでの間, 出席停止
当該学級において, インフルエンザに罹患した幼児児童生徒がおよそ5人(在籍者数の約10%から15%)となった場合	5日~7日間程度の学級閉鎖
当該学年において, 学級を超えて広範な感染が認められる場合	5日~7日間程度の学年閉鎖
当該学校において, 学年を超えて広範な感染が認められる場合	5日~7日間程度の学校閉鎖

## 2 高松市内の保育施設

基準	対応内容
当該クラス内で, インフルエンザを発症した児童が1名の場合	治癒するまでの間本人のみ自宅療養
当該クラス内で, インフルエンザを発症した児童が2名以上の場合	当該児童が在籍するクラスについて, 5日~7日間程度の登所・登園の自粛(要請)

※高齢者および障害者施設における通所サービス事業については, 保育施設の基準および対応内容を準用する。